

音更町開業医誘致等促進助成金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、町内において、新たに診療所を開設して運営しようとする者、既存の診療所の運営を引き受け、引き続き診療所を運営しようとする者等に対し、その費用の一部を助成することにより、地域における医療体制の構築を推進するとともに、町民の保健及び福祉の増進に寄与することを目的とし、その交付に関しては、音更町補助金等交付規則（平成18年音更町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所（医業（歯科を除く。）を行う場所に限る。）
- (2) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師をいう。
- (3) 医療法人 医療法第39条第1項の規定による法人をいう。
- (4) 開業医 診療所を開設する医師又は医療法人をいう。
- (5) 診療科名 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名をいう。
- (6) 土地及び建物等 診療所の運営の用に供するための土地、建物及び医療機器（診療のために必要な機械等をいう。）をいう。
- (7) 取得価格 前号に規定する土地及び建物等の取得に要する経費（土地及び建物等の売買契約書又は工事請負契約書に記載された額に限る。）をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象は、次の各号のいずれにも該当する開業医とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 町内の土地及び建物等を取得し、当該土地及び建物等において、新たに診療所を開設しようとする者
 - イ 町内で開設後20年以上経過している診療所の運営を引き継ぐため、自ら町内の土地及び建物等を取得し、引き続き当該診療所の運営をしようとする者
 - ウ 町内の賃貸物件で診療所を運営している者であって、自ら町内の土地及び建物等を取得し、引き続き診療所の運営をしようとするもの
- (2) 町内において診療所の運営を継続して10年以上実施する見込みがある者であること。
- (3) 町民の健康診査及び予防接種に協力すること。
- (4) 学校、幼稚園、保育園、老人福祉施設及び障がい者施設の健康診断及び診療に協力すること。
- (5) 小児科を有する診療所にあつては、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第3条に規定する予防接種(60歳以上の者を対象とした肺炎球菌感染症及びインフルエンザに係るものを除く。)を実施すること及び乳幼児健康診査に協力すること。
- (6) 町税を滞納していないこと。

(助成金の種類)

第4条 この要綱による助成金は、次の各号に掲げるものとし、その内容は当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地・建物等取得費助成金 土地及び建物等の取得に要する費用
- (2) 改修費助成金 建物の改修工事に要する費用
- (3) 租税公課助成金 土地及び建物等に賦課された固定資産税の支払に要する費用
(土地・建物等取得費助成金の額)

第5条 土地・建物等取得費助成金の額は、土地及び建物等の取得価格に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、土地及び建物の取得を伴わない医療機器の取得価格は、対象から除外する。なお、助成金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(改修費助成金の額)

第6条 改修費助成金の額は、建物の改修工事に要する費用に100分の50を乗じて得た額とする。なお、助成金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(助成金の総額の限度)

第7条 前2条の規定にかかわらず、土地・建物等取得費助成金と改修費助成金の総額は内科・小児科診療所を開設する場合にあっては5,000万円、その他診療所を開設する場合にあっては3,000万円を限度とする。
(租税公課助成金の額)

第8条 租税公課助成金の額は、土地、建物及び医療機器等に賦課された固定資産税の税額に相当する額とする。

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、診療所を開設した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年を経過する日までとする。
(事前協議)

第9条 助成金の交付を希望する助成対象者は、事業実施前に次に掲げる書類を提示し、町と事前協議をしなければならない。

- (1) 医師免許証の写し
- (2) 事業計画書、経費明細書及び収支予算書
- (3) 建物の配置図、各階平面図及び立面図
- (4) 町に納付すべき租税公課に滞納がないことが確認できる書類
- (5) 医療法人にあっては、法人の定款及び登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)
- (6) 土地及び建物等の取得に係る見積書(土地・建物等取得費助成金の場合)
- (7) 建物の改修工事に係る見積書(改修費助成金の場合)
- (8) その他町長が必要と認める書類

(助成金の申請等)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、規則第6条第2項の規定により、音更町開業医誘致等促進助成金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 診療所等の開設許可書の写し
- (2) 事業実績書、経費明細書及び経費の支出が確認できる書類
- (3) 土地及び建物等を取得したことを証する契約書(土地・建物等取得費助成金の場合)

- (4) 改修工事に要した費用を証する契約書（改修費助成金の場合）
- (5) 固定資産税納税証明書（租税公課助成金の場合）
- (6) 振込みを希望する金融機関の通帳、キャッシュカード等の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、音更町開業医誘致等促進助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 町長は、前条による助成金の額の決定後、助成金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 申請者は、助成金の交付の申請を取り下げるときは、音更町開業医誘致等促進助成金取下届出書（別記様式第3号）により町長に届け出なければならない。

（助成金の決定の取消し等）

第13条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱による助成の決定を受けた後において正当な理由がなく開設予定日から6か月以上診療所等の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、1年以上診療所等を休止し、又は10年以内に廃止したとき。
- (3) 医師の免許の取消し等により診療所等の業務を継続することができなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第10条第2項の規定による助成金の交付の決定を受けたとき。
- (5) この要綱による助成金の決定に際し付された条件に違反したとき。

（助成金の決定の取消し等通知）

第14条 町長は、前条の規定により助成金交付の決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるときは、音更町開業医誘致等促進助成金取消等決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により申請者に通知したときは、音更町開業医誘致等促進助成金返還請求書（別記様式第5号）により、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（音更町診療所開設等奨励金交付要綱の廃止）

2 音更町診療所開設等奨励金交付要綱（令和4年4月1日施行）は、廃止する。